

2023年 4月18日

合成樹脂製食品容器包装等に関するポリ衛協承継基準

A 確認証明書

住 所 Bengbu, Anhui, China
会員名 Anhui BBCA Bio-chemical & Futerro PLA Co., Ltd.
会員番号 E00122
管理番号 X039

一般財団法人 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター



上記の申請者に係る下記の登録番号製品について、ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程第6条の規定に基づき、ポリ衛協承継基準及び国ポジティブリスト制度への適合を確認したことを証明する。

記

登録番号	[A]NSZa-14055	分類記号	Ic-1-NS-Za
品 名	ポリ乳酸樹脂（自然色）		
銘 柄 名	FY802		
制限内容	Za 油性・水性（pH5超）・酸性（pH5以下）食品、酒類用の全てに適合 100℃以下に適合		
摘 要	2023年 4月18日 付新規登録（新規）		

一般財団法人 化学研究評価機構 食品接触材料安全センター（以下、「JCII」という）はポリオレフィン等衛生協議会の事業を承継いたしました。この「確認証明書（ポリ衛協型）」は2018年の食品衛生法改正で導入されたポジティブリスト制度に整合した「ポリ衛協承継基準」に基づいて交付しており、国ポジティブリスト制度への適合または国ポジティブリストへの収載を確認したものです。

確認証明書の種類	A 確認証明書：容器包装・器具、合成樹脂 B 確認証明書：添加剤、塗布剤、着色剤 C 確認証明書：A及びC登録品を使用する容器包装・器具等			
合成樹脂分類又は使用対象合成樹脂	A AS樹脂 B ABS樹脂 C ポリブテンー1 D ポリシクロヘキシルジメチレンテレフタレート E ポリエチレン F ふっ素樹脂 G ポリアクリロニトリル H ポリメチルペンテン I ポリエーテルイミド J ブタジエン樹脂 K ナイロン	L ポリアセタール M メタクリル樹脂 O ポリフェニレンエーテル P ポリプロピレン Q ポリエチレンテレフタレート R ポリカーボネート S ポリスチレン T ポリブチレンテレフタレート U ポリアリレート V ポリビニルアルコール W ポリエチレンナフタレート	X Y Z NR NE NS NT NB NP NC N	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル ポリアリルサルホン ポリメタクリルスチレン ポリエステルカーボネート エチレン・テトラシクロドデセン・コポリマー ポリ乳酸 ポリブチレンサクシネート エチレン・2-ノルボルネン樹脂 3-ヒドロキシ酪酸・3-ヒドロキシヘキサン酸共重合体 PCN樹脂 2種以上の樹脂用

A 確認証明書の場合

申請区分の記号
合成樹脂の分類記号
合成樹脂（原料）の場合の含有する添加剤由来の添加量制限記号
溶出試験に起因する厚み制限記号
添加剤由来、基ポリマー由来の制限記号（添加量制限を除く）
固有番号
100℃超の使用温度の記号（食品分類による記号の使い分けがあるので注意。）
100℃以下の使用温度の記号
食品分類の用途制限記号

[A] E Z a r - 1 0 0 0 1 - L M U

固有番号	
5桁番号	4桁番号
合成樹脂（原料）（自然色）	10001～ 0001～
発泡ポリスチレン樹脂（自然色）	20001～ 3001～
メタクリル樹脂（モノマーキャスト）	30001～ 5001～
合成樹脂（着色品）	40001～ 6001～
一次加工品（自然色、着色品、塗布品）	50001～ 7001～
二次加工品（自然色、着色品、塗布品）	60001～ -
乳等I群用合成樹脂（原料）	90001～ -

B 確認証明書の場合

申請区分の記号
使用対象合成樹脂の分類記号
使用制限記号（添加剤、合成樹脂に起因する使用制限に限る。）
固有番号
着色剤の場合の色材に起因する食品分類の用途制限記号

[B] N L - 1 0 0 0 1 - ※

固有番号	
5桁番号	4桁番号
添加剤（単品）	10001～ 0001～
塗布剤（単品）	20001～ -
添加剤（配合品）	30001～ 3001～
塗布剤（配合品）	40001～ -
マスターバッチ	50001～ 3001～
着色剤	60001～ 6001～
乳等I群用添加剤（単品）	80001～ -

C 確認証明書の場合

申請区分の記号
合成樹脂の分類記号
固有番号
100℃超の使用温度の記号（食品分類による記号の使い分けがあるので注意。）
100℃以下の使用温度の記号
食品分類の用途制限記号

[C] E Z a i - 1 0 0 0 1

固有番号	
5桁番号	4桁番号
一次加工品（自然色、着色品）	10001～ 0001～
二次加工品（自然色、着色品）	20001～ 4001～
使用品	30001～ 9001～

- 注意事項**
- (1) 確認証明書（ポリ衛協型）を貼付する製品は、JCIIに提出した申請内容と同一品質のものとしてください。
 - (2) 確認証明書（ポリ衛協型）又はその写し並びにポリ衛協承継基準マーク（以下、「確認証明書（ポリ衛協型）」という）は、事実と反したり、誤認を生ずる恐れのある方法で使用できません。
 - (3) 確認証明書（ポリ衛協型）等の使用や表示から生ずる責任は、故意又は過失の有無に係わらず確認証明書（ポリ衛協型）の名義人が全てこれを負うこととなります。
 - (4) 確認証明書（ポリ衛協型）交付規程の定め違反した場合は、同交付規程に基づき確認証明書（ポリ衛協型）の取り消し事実の公表、臨時検査等が行われることがあります。
 - (5) 確認証明書（ポリ衛協型）交付規程の内容を十分ご理解の上、お取り扱いください。